

第30号議案

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市
条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表学校医の項及び学校歯科医の項中「474円」を「484円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第30号議案 要旨

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市立小学校、中学校、義務教育学校又はこども園の学校医又は学校歯科医の報酬の額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

学校医及び学校歯科医の報酬の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日 令和3年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
学校医	年額 220,000円 + <u>474</u> 円 × 児童生徒数	学校医	年額 220,000円 + <u>484</u> 円 × 児童生徒数
学校歯科医	年額 174,000円 + <u>474</u> 円 × 児童生徒数	学校歯科医	年額 174,000円 + <u>484</u> 円 × 児童生徒数
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	